

第1章 ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画)の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)とされています。

現在の社会状況は、進行する少子高齢化や国際化、家族の在り方や就労形態の多様化など、生活のあらゆる面で急速に変化しています。

こうした社会構造の劇的な変化の中で、すべての市民が互いに人権を尊重し、能力を発揮し、生き生きと生活していくためには、より一層、男女が共に様々な分野で活躍し、積極的に参画していける社会づくりが必要です。

このような社会づくりを目的として、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ウィズプラン(市川市男女共同参画基本計画、以下「本プラン」)を策定するものです。

「ウィズ」は、「男女ともに」「古いも若きも」「すべての人がともに」、という意味が込められており、男女共同参画を推進する上での拠点施設「市川市男女共同参画センター」の愛称でもあります。



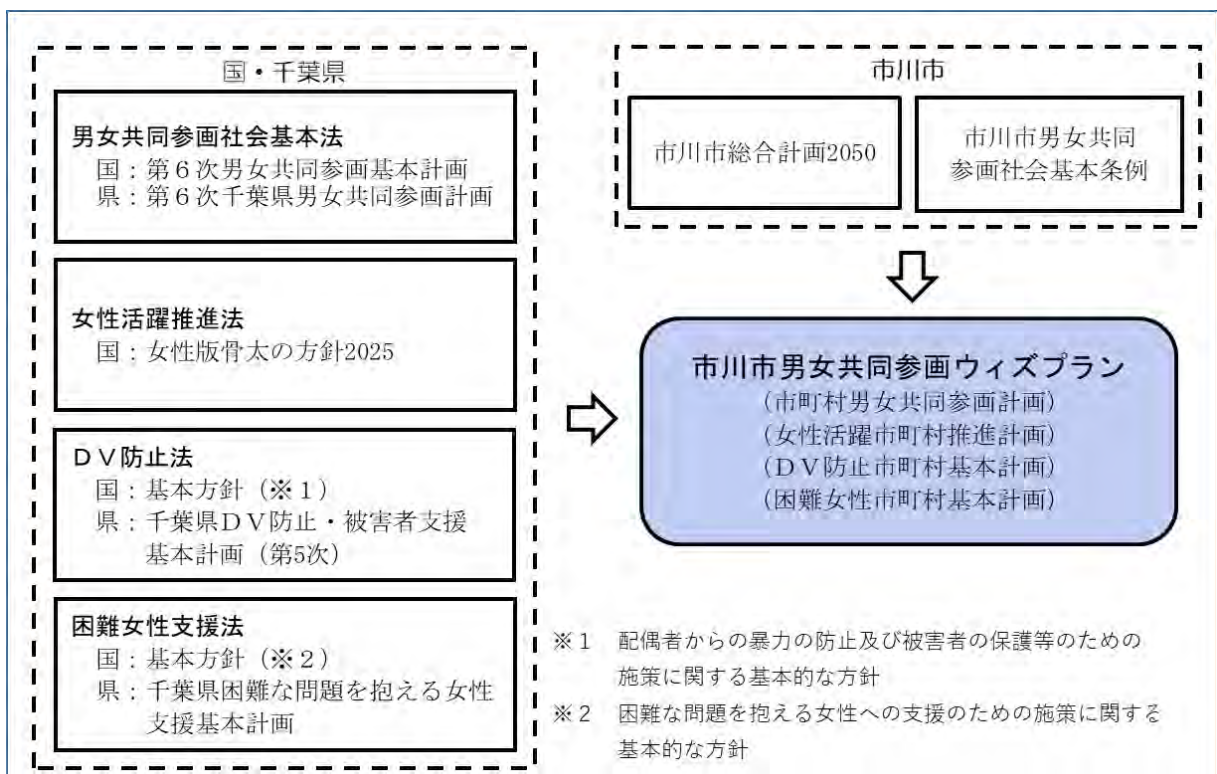
▲市川市男女共同参画センター
「ウィズ」のシンボルマーク

2 計画の位置づけ

○本プランは、市川市男女共同参画社会基本条例第8条の規定に基づく「基本計画」であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

○本プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」の一部を兼ねるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」、並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」の一部を兼ねるものとします。

○本プランは、「市川市総合計画」との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

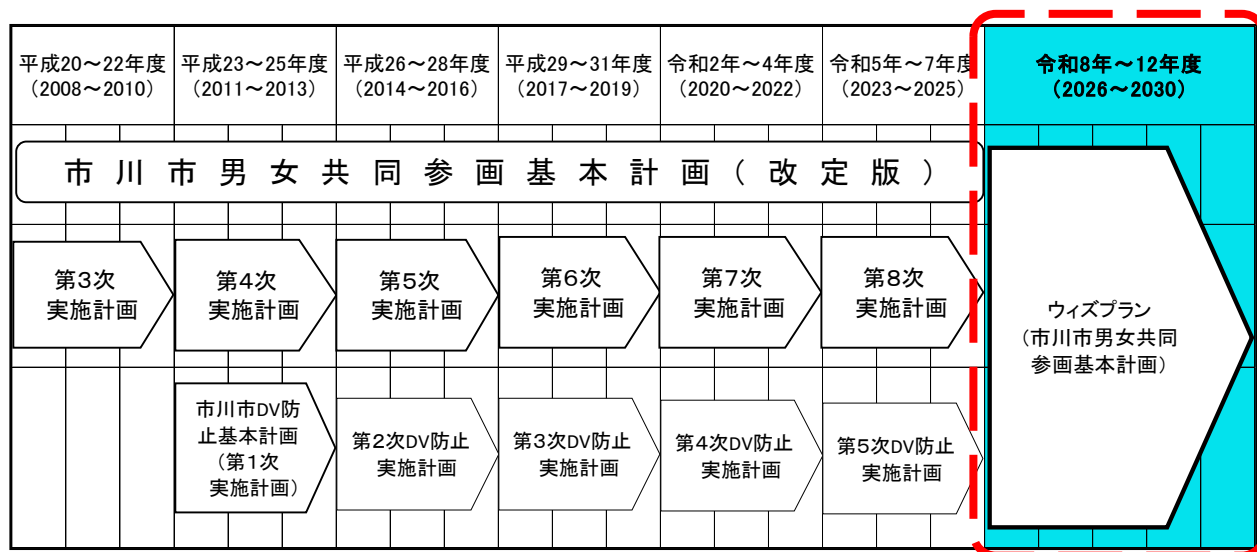


※本プランでは、関連法規を以下の略称で記載します。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ⇒ **女性活躍推進法**
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ⇒ **DV 防止法**
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ⇒ **困難女性支援法**

3 計画の期間

本プランの期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。



4 基本理念

市川市男女共同参画社会基本条例に基づき、

「性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性を認め合いながら
対等な立場で参画でき、誰もが安心して暮らせる社会を実現する。」

ことを基本理念とし、男女共同参画を推進します。

第2章 男女共同参画社会について

1 国際連合の取組

- 1970(昭和50)年 女性差別をなくす世界的な取組の中で、「国際婦人年」が提唱され、「世界行動計画」が採択され、1976(昭和 51)年から 1985(昭和 60)年までの10年間を「国連婦人の10年」と定められました。
- 1979(昭和54)年「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択(1981年9月発効)されました。この条約に基づき、女子差別撤廃委員会は毎年開催されています。
- 1985(昭和60)年 国連婦人の10年最終年世界会議が開催されました。
- 1994(平成6)年 国際人口開発会議及び1995(平成7)年の世界女性会議において、「リプロダクティブヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」について、声明が出されました。
- 2005(平成17)年から5年ごとに女性の地位向上委員会が開催され、国連社会理事会へ、勧告・報告・提案等を行っています。
- 2011(平成23)年 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関である「UNWomen」が発足しました。

2 国の取組

- 1975(昭和50)年 総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、1977(昭和52年)には「国内行動計画」を策定しました。
- 1985(昭和60)年 「女子差別撤廃条約」が批准されました。
- 1987(昭和62)年 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1996(平成8)年 「男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画－男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
- 1999(平成11)年 「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌 2000(平成12)年、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が制定され、2026年4月に第6次計画の

開始となります(予定)。

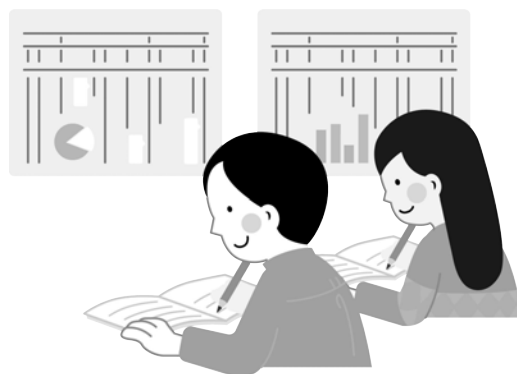
- 2001(平成13)年 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「DV防止法」が制定されました。
- 2005(平成17)年 5年間の基本方針と施策をまとめた「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されました。その中で2020(令和2)年末までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするなどの数値目標の設定がされました。
- 2015(平成27)年 「女性活躍推進法」が10年の時限法で施行されましたが、令和7年に10年延長されることが閣議決定されました。
- 2023(令和5)年 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(かんよう)し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。
- 2024(令和6)年 日常生活又は社会生活を営むに当たり困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、「困難女性支援法」が制定されました。
- 2026(令和8)年4月より、「独立行政法人男女共同参画機構法」の施行にあわせ「男女共同参画基本法」の改正も予定されています。国立女性教育会館の機能強化に合わせ、地方自治体の男女共同参画センターを「関係者相互間の連携と共同を促進するための拠点」として位置付けるものです。

3 千葉県の取組

- 1996(平成8)年に男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした「ちば新時代女性プラン」(1996(平成8)年度～2000(平成12)年度)が策定されました。
- 2001(平成13)年 「千葉県男女共同参画基本計画」が策定され、2026年4月に第6次計画の開始となります(予定)。
- 2024(令和6)年 男女共同参画の推進を含む「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定されました。

4 市川市の取組

- 1982(昭和57)年 国連、国、千葉県の動きを受けて総務部に「婦人担当室」を設置、1988(昭和63)年、「男女平等社会への市川市行動計画」を策定、1991(平成3)年、男女平等の活動拠点となる「女性センター」を開設しました。
- 1995(平成7)年 社会情勢の変化に伴い、前計画に女性問題は同時に男性の問題でもあるという視点を取り入れた「男女共同参画型社会への市川市行動計画」が策定されました。その後、2002(平成14)年には、「市川市男女共同参画基本計画」が策定されるとともに「市川市男女平等基本条例」が制定されました。
- 2006(平成18)年 2005(平成17)年の国の男女共同参画基本計画策定を踏まえ、「市川市男女平等基本条例」を廃止し、新たに「市川市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。
- 2008(平成20)年 2006(平成18)年に市川市男女共同参画社会基本条例を制定したことから、条例との整合性を図るため、「市川市男女共同参画基本計画」の改定を行いました。
- 2011(平成23)年 市川市男女共同参画基本計画で対応していたDV対策を、総合的かつ計画的に進めるため、DV防止法に基づき、「市川市DV防止基本計画(第1次実施計画)」を策定し、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を有しました。
- 2019(令和元年)年 すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とし、「多様性を尊重する社会を推進するための指針」を策定しました。
- 2022(令和4年)2月 誰もが自分らしく生きることができる社会の実現の一助として、「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を施行しました。現在は、県内の自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」を締結するとともに、全国のパートナーシップ制度実施自治体で構成される「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、それぞれの自治体で同様の制度を利用している方の転入出に関する手続きの省略を可能としています。
- 2025(令和7年) 犯罪被害者等の権利利益の保護及び早期の回復を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的とした、「市川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



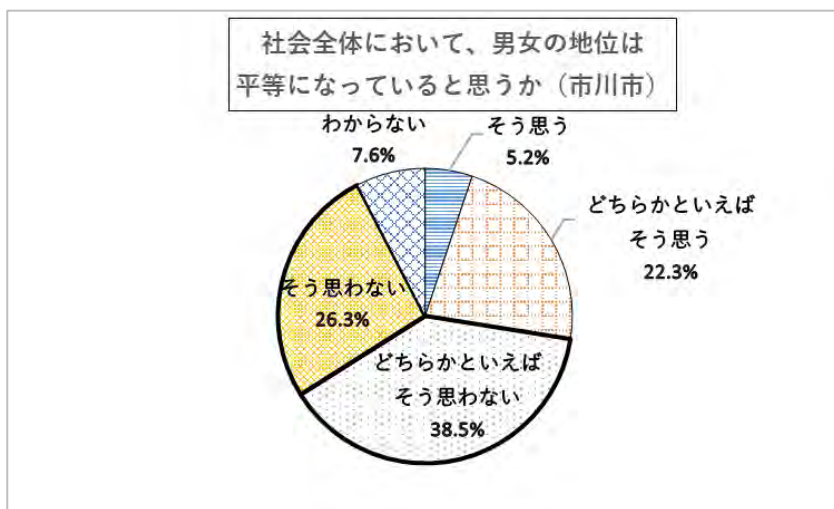
第3章 市川市の現状と課題

1 現状と課題

解消に至っていない男女の地位の不平等感

男女の地位は平等かというアンケートでは、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」との回答割合が半数を大きく上回っており、男女の不平等感の解消に至っていません。

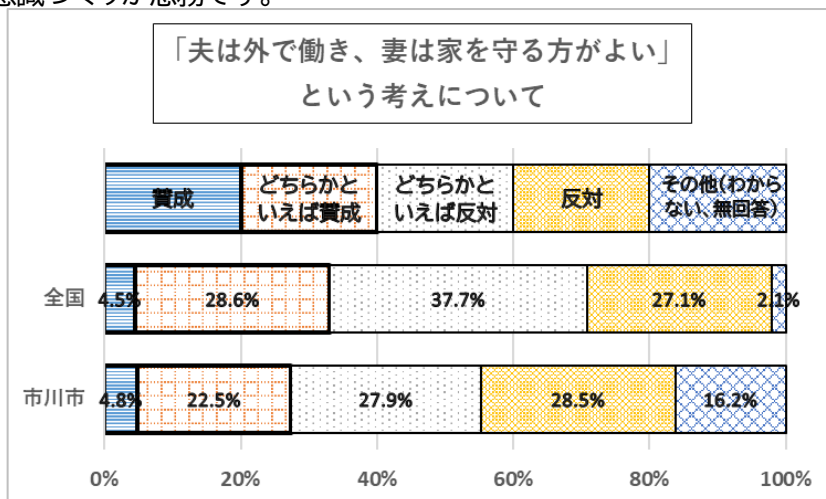
性別による不平等感が少なく、自分の立場が尊重される地域となることが課題です。



出典：令和6年度男女共同参画に関するアンケート

根強い固定的性別役割分担意識

働き方や家族の在り方は変化し続けていますが、アンケートによると「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えの方が30%程度を占めている等、まだまだ固定的性別役割分担意識が残っています。また、「わからない」という回答も一定数あり、様々な場面での男女共同参画への意識づくりが急務です。

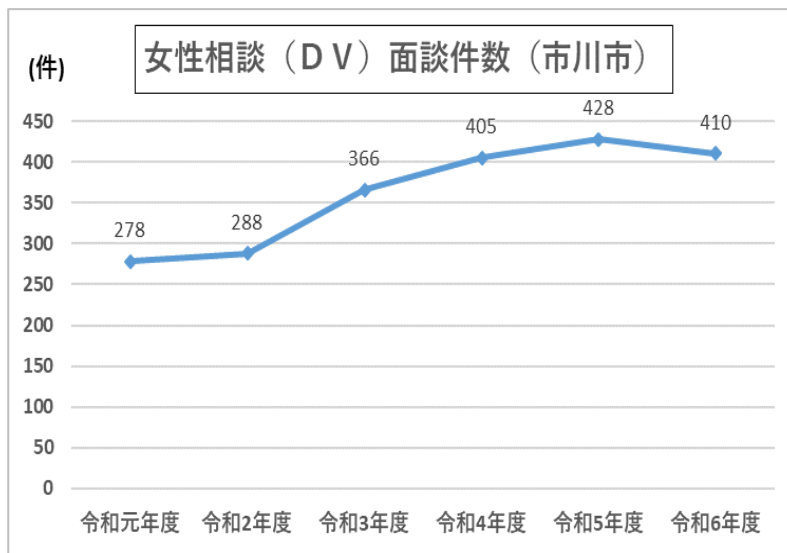


出典：令和6年度男女共同参画に関するアンケート

近年増加している女性相談(DV)面談件数

女性相談(DV)の面談件数は、令和元年ごろと比較して約1.5倍の数値で推移しています。

継続して相談窓口を周知するとともに、相談につながった方への適切なサポートができる体制づくりが引き続き必要となります。

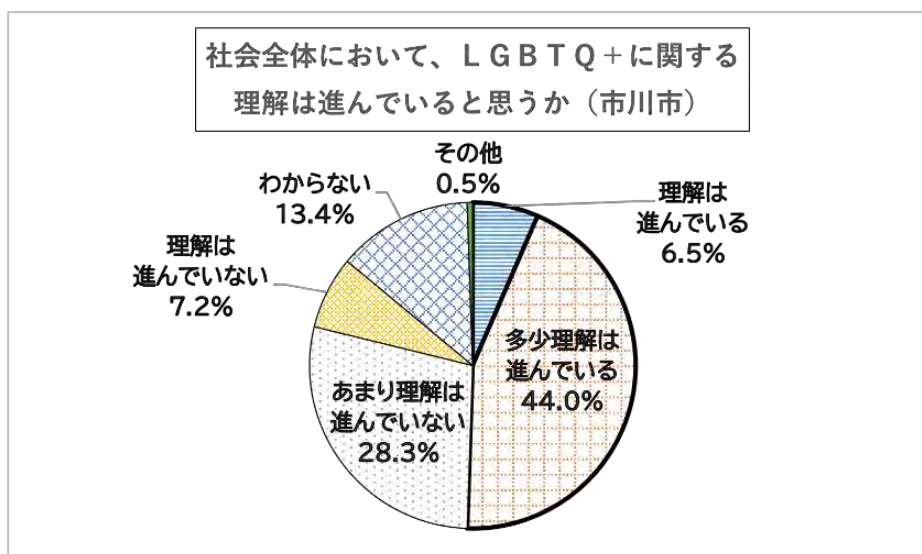


市川市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数等より作成

十分でない「LGBTQ+」の理解度

LGBTQ+に関するアンケートでは、「多少」を含めても「理解は進んでいる」と回答した方は、約半数にとどまりました。

人口に占める割合が8~10%程度といわれているLGBTQ+についての関心を喚起し、理解を促進していく必要があります。



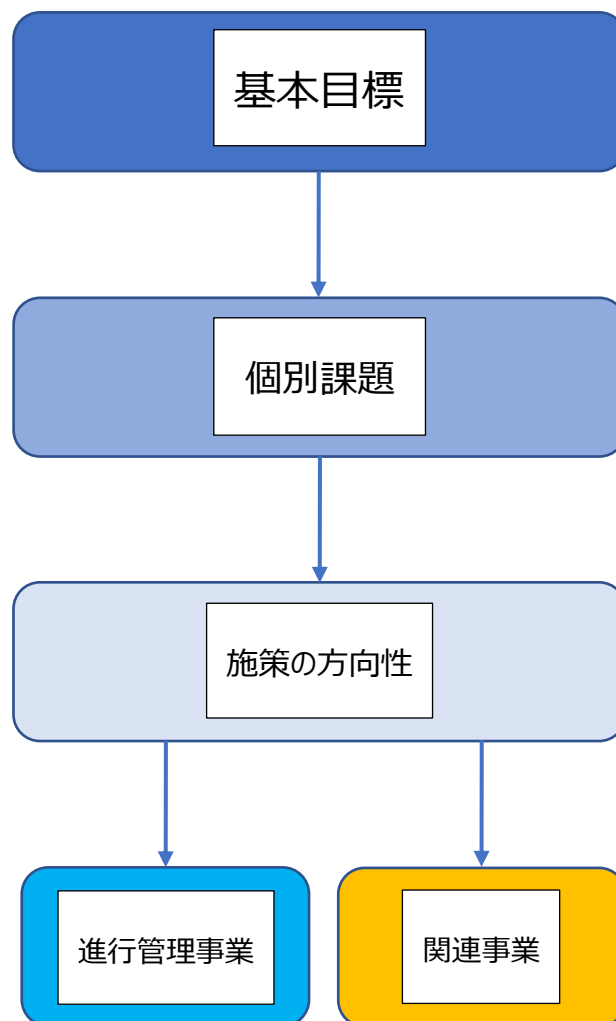
出典：市川市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

第4章 計画の組み立てについて

1 計画の構成

基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた3つの「基本目標」を設定しました。それぞれの「基本目標」の実現に向けた課題を、本市の現状や課題を踏まえて7つの「個別課題」に整理し、さらに課題の解消に向けて取り組む際の柱として14の「施策の方向性」を定めました。この「施策の方向性」を具体化する手段として事業（「進管理事業」、「関連事業」）を位置づけています。

<計画の構成イメージ>



2 事業選定の考え方

計画を推進していくにあたり、①本プランで進行管理していく事業(進行管理事業)と、②本プランの基本目標等に合致する事業(関連事業)を本プランの事業として位置づけ、相互に連携していくことで目標を達成してまいります。

ウィズプラン

進行管理事業について

① 進行管理事業(30事業)

- 評価・検証を毎年度行う
- 結果の報告と公表
- 必要に応じたプランの見直し

毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。

各事業を着実に実行していただくだけでなく、計画実施期間中における男女共同参画の推進に関する社会情勢の変化等、必要に応じて本プランの部分的な修正・更新を行います。男女共同参画社会の実現を目指し、目標値の達成にとどまらず、積極的に事業を実施していきます。

(一部、目標値を設定することが適さない事業については、目標値を設定しないことがあります。)

関連事業について

② 関連事業(68事業)

- 本プランの基本目標や個別課題等に合致する事業
- 関連する計画等において進行管理

関連事業は、本プランに関連する行政計画(関連計画等)に位置づけられている事業のうち、本プランの基本目標や個別課題、施策の方向性に合致する事業です。

これらの関連事業は、関連計画等において進行管理していきます。

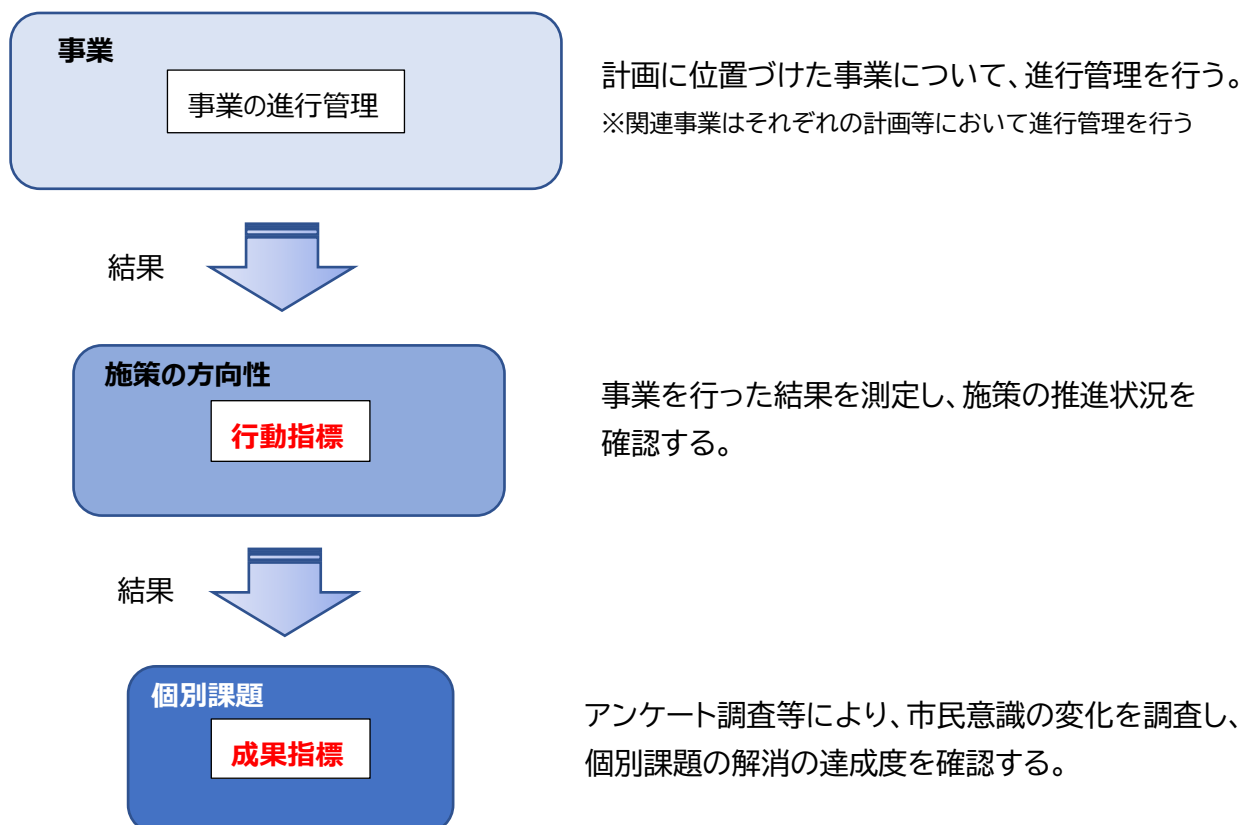
3 指標

本プランでは、市民意識の変化や事業の達成状況を確認し、目標の達成や課題解消を着実に推進するため、「**行動指標**」と「**成果指標**」の2つの指標を設定しています。

個別課題の解消に向けた施策の推進状況を測るため、事業の実施によりもたらされる結果として、「行動指標」を設定し、毎年の実績により評価します。

また、基本目標の実現に向けて、個別課題の解消の達成状況を測るために、「成果指標」を定め、市民意識の醸成度(社会的変化)を確認します。

<指標のイメージ>



4 計画の見方

○本プランの施策の方向性について、体系図一覧において下記の表記を用いています。

女活 … 女性活躍推進法の実施項目として位置付けている施策の方向性

DV … DV防止法の実施項目として位置付けている施策の方向性

困難 … 困難女性支援法の実施項目として位置付けている施策の方向性

○本プランの評価は目標値と実績からの評価とし、以下のとおり集計を行います。

評価項目	内容
成果指標	<u>計画の総括として集計</u> を行い、本プランの成果を測定する。
行動指標	<u>毎年集計</u> を行い、必要に応じて計画内容の見直し等を実施する。
進行管理事業の 取組状況	<u>毎年集計</u> を行い、結果の公表や報告を行う。 また、結果についての評価や検証を行う。

○「進行管理事業の取組状況」の評価については、下記の4段階で行います。

□十分達成できた □概ね達成できた □やや不十分だった □不十分だった

○アンケート調査実績(令和6年度) ※詳細は、各ページをご覧ください

・市川市男女共同参画に関する市民意識調査

実施日:令和6年7月19日(金)~8月25日(日) 回答数:1,881件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/15795.pdf>



・令和6年度男女共同参画に関するアンケート

実施日:令和7年1月27日(月)~2月9日(日) 回答数:1,196件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/1399.pdf>



・令和6年度DVに関するアンケート

実施日:令和7年2月25日(火)~3月10日(月) 回答数:1,175件

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/44300.pdf>



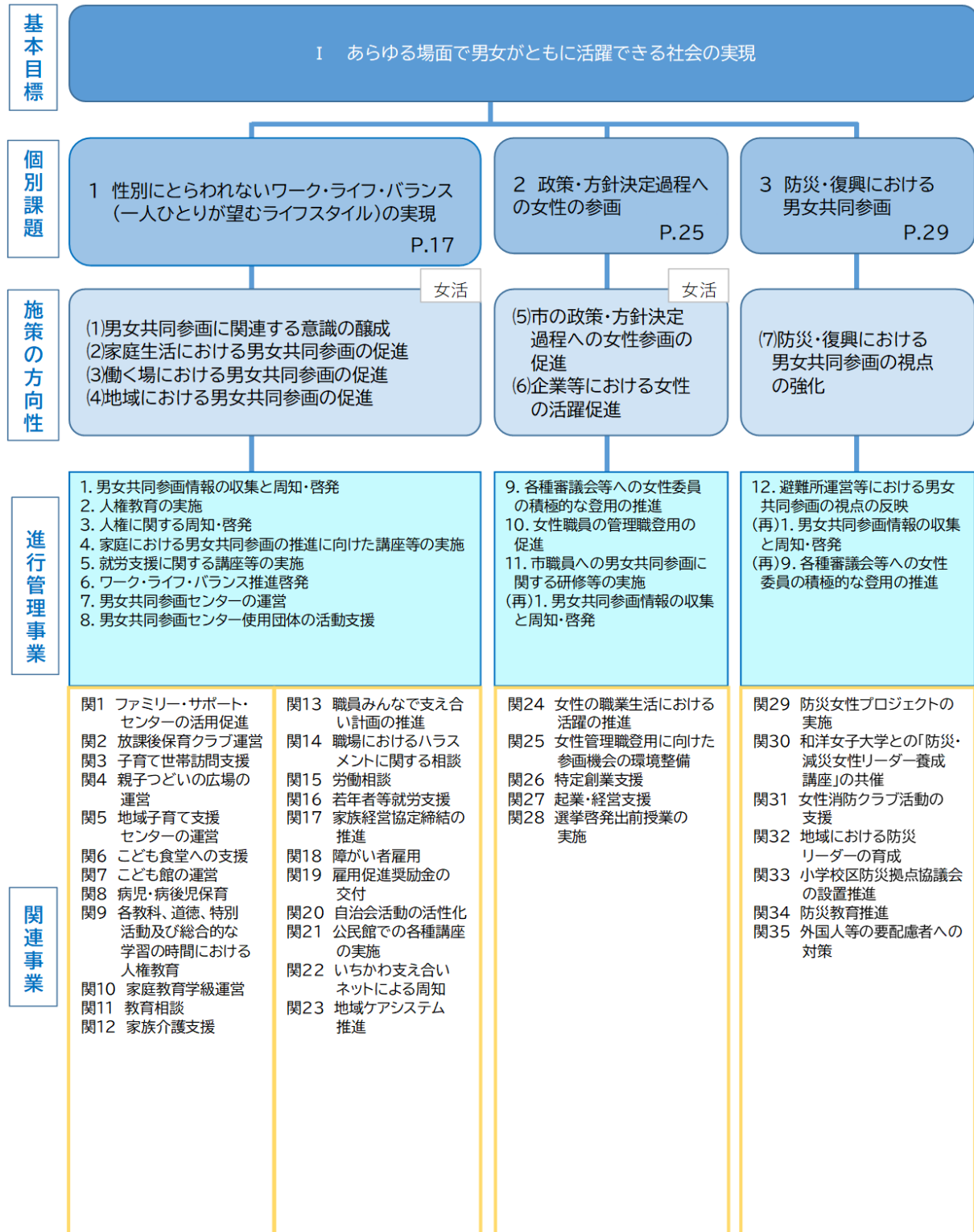
・市川市男女共同参画にかかる基本的な計画についてのアンケート

実施日:令和7年12月10日(水)~12月21日(日) 回答数:1,994件

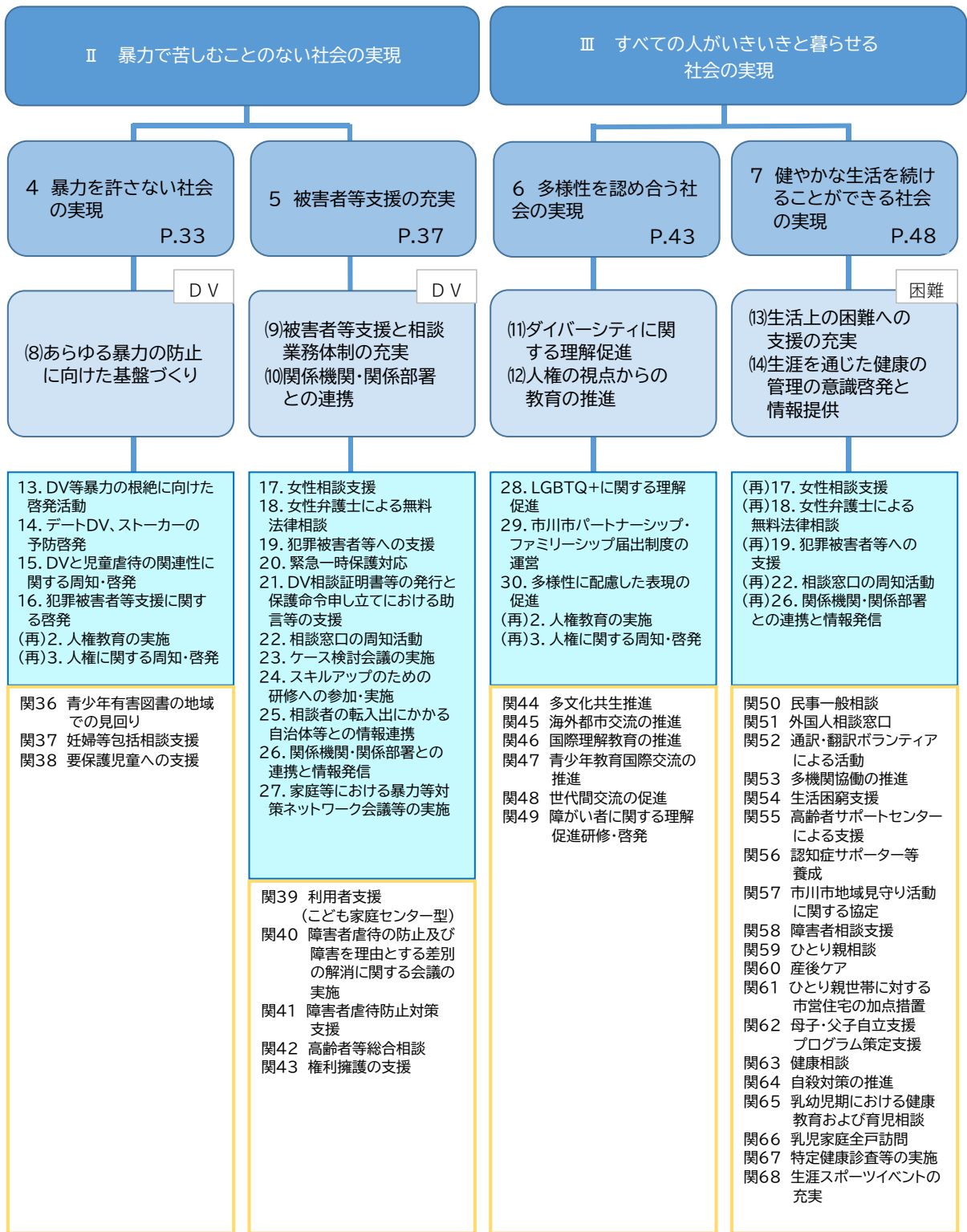
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/41662.pdf>



5 体系図



男女共同参画を推進する体制の整備・管理 (進捗管理)



男女共同参画に関する市民意識調査の実施、市川市男女共同参画推進審議会の運営、計画の進捗管理